

市内中小企業者の皆様へ 市融資制度のご案内

塩竈市中小企業振興資金融資制度

塩竈市では中小企業の方々が有利な条件で融資を受けられるよう、信用保証料の半額を市が助成し、中小企業の経営安定と振興発展を支援しています。

貸付限度額
一企業 2,000 万円

利率 1.9%

【貸付対象者】

- ①市内に店舗又は事業所を有し、現に事業を営んでいる法人または個人事業者
- ②市税（市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）を完納していること。
（法人の場合は連帯保証人となる代表者等の市税完納も必須です）
- ③保証協会の対象業種である中小企業者であること。
- ④事業計画が妥当で債務の全部を弁済できると認められること。
- ⑤金融機関からの取引停止及び保証協会からの代位弁済を受けていないこと。

* 資金使途は事業経営に必要な運転・設備などの事業用資金に限られます。



【連帯保証人・担保】

連帯保証人：原則として本人
担 保：必要に応じて

【期 間】

運 転 資 金： 7 年以内
設 備 資 金： 10 年以内
運転設備併用： 7 年以内
（うち据置期間6か月以内）

お申込みは直接、取扱金融機関へ！

七 十 七 銀 行：塩釜支店・北浜支店
塩釜西支店
岩 手 銀 行：塩釜支店
仙 台 銀 行：塩釜支店
北 日 本 銀 行：塩釜支店
杜の都信用金庫：塩竈営業部・玉川支店
北支店

お問い合わせ先

◆塩竈市商工観光課商工港湾係
☎022-364-1124
◆宮城県信用保証協会仙台東支店
☎022-783-9021
及び取扱金融機関各店へ

提出する書類については、裏面を参照。

【提出書類一覧】

様式 1、様式 2、チェックシート各 1 部ずつ

(下記の表の要件に該当する場合は、書類の追加提出をお願いいたします。)

住所要件	その他の添付書類			
	営業実績 1 年以上		営業実績 1 年未満	
	法人	個人	法人	個人
申請者：市内 事業所：市内			・登記事項証明書の当該部分の写し	・塩釜商工会議所 会員確認書
申請者：市外 事業所：市内	・本社所在地の直近の法人住民税の納税証明書 ・市内に事業所が存在することを証明するもの（登記事項証明書の当該部分の写し等）	・申請者の居住地の直近の住民税の納税証明書	・本社所在地の直近の法人住民税の納税証明書 ・市内に事業所が存在することを証明するもの（登記事項証明書の当該部分の写し等）	・申請者の居住地の直近の住民税の納税証明書 ・塩釜商工会議所 会員確認書

【留意点】

- * 市内の商業振興の観点から、市内に事業所または店舗を持たない場合には融資の対象となりませんのでご注意ください。
- * 当該制度は金融機関が直接貸付けを行うため、金融機関及び信用保証協会の審査がございます。

中小企業とは、下記の要件を満たす企業または個人のことです。

①農業、林業、漁業、金融・保険業を除く業種

②資本金・出資の総額が3億円以下（小売業・サービス業は5千万円以下、卸売業は1億円以下）

③従業員が300人以下（小売業は50人以下、卸売業・サービス業は100人以下）

②または③のどちらかの条件を満たしていれば該当します。

※ゴム製品製造業は資本金・出資の総額が3億円以下、または、従業員が900人以下

※ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金・出資の総額が3億円以下、または、従業員が300人以下

※旅館業は資本金・出資の総額が5千万円以下、または、従業員が200人以下